

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年4月27日

【会社名】 株式会社三井E&Sホールディングス
(旧会社名 三井造船株式会社)

【英訳名】 Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.
(旧英訳名 Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.)
(注) 2017年6月28日開催の第114回定時株主総会の決議により、
2018年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 孝雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区築地五丁目6番4号

【電話番号】 03(3544)3121

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 三宅 一徳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地五丁目6番4号

【電話番号】 03(3544)3121

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 三宅 一徳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日
2018年3月31日

2. 当該事象の内容

2018年3月期の実績及び今後の業績見通しを総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の一部を取崩し、法人税等調整額を計上いたしました。

3. 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2018年3月期の個別決算において、繰延税金資産を約49億円取崩し法人税等調整額を計上いたしました。なお、連結決算においても同様の影響を与えています。

以 上